

諏訪市景観計画における色彩基準

- ・計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまち並みや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- ・外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまち並み景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ① YR（橙）系の色相の場合、彩度 6 以下
 - ② Y（黄）、R（赤）、系の色相の場合、彩度4 以下
 - ③ その他の色相の場合、彩度2 以下
- ※JIS のマンセル表色系による

・ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

※外壁各面で1 / 3以下の面積でサブカラーとして使用する場合

（サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。）

※外壁各面で1 / 20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

（アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1 / 3以下とすること。）

※着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

※歴史的又は文化的な事由等により、社会通念上認められている場合

※他の法令等により、指定された着色等が義務付けられている場合